

議案第29号

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例

大田原市自家用有償バス設置条例（平成4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「上石上」を「下石上」に改め、同表9の項を削り、同表10の項中「10」を「9」に、「やすらぎの湯」を「なかがわ水遊園」に改め、「蛭田・片府田」の前に「佐良土・湯津上・」を加え、同表11の項を削り、同表12の項中「12」を「10」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。